

岐阜県医学生修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内の医師が不足する地域における医療の確保を図るため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であつて、将来県内の医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。）、公衆衛生行政を所管する県の機関その他知事が認める機関（以下「医療機関等」という。）における業務（以下単に「業務」という。）に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者等)

第二条 修学資金の種類及び貸付けの対象者は、次の表のとおりとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受け、又は受けようとする者は、貸付けの対象者としな

種類	貸付けの対象者
第一種修学資金	岐阜大学医学部医学科の地域枠入学者であつて、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関等において、業務に従事する意思のあるもの
第二種修学資金	岐阜大学医学部医学科に在学する者（地域枠入学者を除く。）又は岐阜大学以外の大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関等において、業務に従事する意思のあるもの

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第三条 第一種修学資金の貸付額は、次の各号（第三号に掲げるものにあつては、入学年度に限る。）に掲げる額を合計した額とする。

- 一 月額十万円（前条第一項の表第一種修学資金の項の地域枠入学者（地域医療コースに係る者）に限る。以下「地域医療コース入学者」という。）にあつては、月額二十万円）
- 二 岐阜大学医学部医学科の授業料に相当する額
- 三 岐阜大学医学部医学科の入学金に相当する額

2 第二種修学資金の貸付額は、月額十万円とする。

3 修学資金を貸し付ける期間は、大学における医学を履修する課程の正規の修業年限を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

第四条 削除

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 大学の在学証明書
- 三 戸籍抄本
- 四 在学する大学の長又は学部長の推薦調書
- 五 大学の成績証明書（大学の一年生に在学する者は、直近に在学していた学校教育法第一条に規定する学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書）
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつたときは、書面審査及び面接審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。
- 3 前項の規定により修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該通知書を受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 修学生（地域医療コース入学者に限る。）は、地域医療コースに係る誓約書（別記第四号様式の二）を、知事を経由して地域医療コースの出願に当たり推薦を受けた市町村（以下「推薦市町村」という。）の長に提出するものとする。

（連帯保証人）

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

（修学資金の交付）

第八条 第三条第一項第一号及び同条第二項に規定する修学資金は、三月分を併せて交付するものとし、交付する時期については、別に定める。

- 2 第三条第一項第二号及び第三号に規定する修学資金は、前項の規定による修学資金の最初の交付時に併せて交付するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

（借用証書）

第九条 修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 退学しようとするとき。
 - 三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 復学したとき。
 - 六 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
 - 七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
 - 八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- 2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 一 前項第一号又は第六号に該当するとき。
 - 二 大学を卒業したとき。
 - 三 医師の免許を取得したとき。
 - 四 医師の免許を取得した後、県内の医療機関で医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき。
 - 五 県内の医療機関において臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。
 - 六 業務に従事する医療機関等を変更したとき。
 - 七 学校教育法第九十七条の大学院（以下「大学院」という。）の医学を履修する課程に入学し、又は修了したとき。
 - 3 借受人は、臨床研修及び業務に従事している間は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別

記第七号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学生又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第十一条 修学生及び借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第十二条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

一 大学を退学したとき。

二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

四 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

六 死亡したとき。

七 前各号に掲げるほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内に、交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間(次条第七項又は第八項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。)の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額(一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加えた額の総額(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間(第十八条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に一括して、又は分割して返還することができる。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師免許を取得できなかったとき。

三 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。

2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書(別記第九号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十四条 知事は、次の表の上欄に掲げる修学資金の借受人が、医師の免許取得後、直ちに臨床研修を県内(地域医療コース入学者にあっては、推薦市町村の所在する二次医療圏(医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める岐阜県保健医療計画において設定する二次医療圏をいう。以下同じ。)の区域内)の医療機関において修了し、引き続き県内の医療機関等で同表の下欄に掲げる要件を満たして業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

種 類	要 件
第一種修学資金	<p>次の各号に掲げる修学者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件</p> <p>一 第二条第一項の表第一種修学資金の項の地域枠入学者（岐阜県コースに係る者に限る。） 当該修学資金の貸付けを受けた期間の六分の七に相当する期間業務に従事し、うち七分の四に相当する期間を岐阜医療圏（医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める保健医療計画において設定する岐阜医療圏をいう。）以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関等において勤務したとき。</p> <p>二 地域医療コース入学者 当該修学資金の貸付けを受けた期間の六分の七に相当する期間業務に従事し、うち七分の四に相当する期間を推薦市町村の所在する二次医療圏の区域内に所在する知事が指定する医療機関等（当該七分の四に相当する期間のうち二分の一以上に相当する期間にあっては、原則として推薦市町村の区域内に所在する知事が指定する医療機関等）において勤務したとき。</p>
第二種修学資金	<p>当該修学資金の貸付けを受けた期間と同期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。）業務に従事し、うち二分の一に相当する期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。）を知事が指定する医療機関等において勤務したとき。</p>

- 2 借受人（前項の表第一種修学資金の項第一号に掲げる者に限る。）であって、同号に規定する知事が指定する医療機関等において勤務する期間のうち二年以上の期間知事が特に指定する医療機関において勤務したものに係る前項の規定の適用については、同号中「七分の四」とあるのは、「七分の三」とする。
- 3 第一項の規定の適用については、借受人が、同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）のうちに大学院の医学を履修する課程に在学する期間（当該期間のうちに県内の医療機関等において業務に従事した期間があるときは、その従事した期間を除く。以下「大学院在学期間」という。）がある場合は、知事が指定する医療機関等において勤務する期間以外の期間（以下「その他勤務期間」という。）に相当する期間を上限として、当該大学院在学期間を県内の医療機関等において業務に従事したものとみなして業務従事期間に算入するものとする。
- 4 前項に規定する業務従事期間の計算は、当該業務従事期間の初日の属する月から当該業務従事期間の末日の属する月までの月数による。ただし、当該業務従事期間の末日の属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。
- 5 第三項の場合において、大学院在学期間を業務従事期間に算入するときは、その他勤務期間に算入することとする。
- 6 大学院在学期間に県外の医療機関、公衆衛生行政を所管する行政機関その他知事が認める機関（以下「県外医療機関等」という。）における業務に従事した期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。ただし、業務従事の継続性が保持されているものとする期間については、四年（業務従事期間に算入する期間を含む。）を限度とする。
- 7 借受人が、自らの資質向上のため四年を超えない範囲内で県外医療機関等における業務に従事すること（以下「県外勤務」という。）により県内の医療機関等において業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

8 借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

9 第一項の規定にかかわらず、借受人が業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかつたときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(県外勤務承認の申請)

第十四条の二 前条第七項の規定により県外勤務をしようとする借受人(以下「県外勤務申請者」という。)は、あらかじめ県外勤務承認申請書(別記第九号様式の二)に当該県外勤務の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(県外勤務承認の決定)

第十四条の三 知事は、前条の規定により県外勤務承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により県外勤務申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、県外勤務承認決定通知書(別記第九号様式の三)又は県外勤務不承認決定通知書(別記第九号様式の四)によるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第十五条 知事は、第十四条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は修学資金の返還が困難と認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還免除の申請)

第十六条 第十四条及び前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人(以下「免除申請者」という。)は、修学資金返還免除申請書(別記第十号様式)に免除を受ける資格を有することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第十七条 知事は、前条の規定により修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還免除決定通知書(別記第十一号様式)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(別記第十二号様式)によるものとする。

(返還の猶予)

第十八条 知事は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 第十二条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

二 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、修学資金返還猶予申請書(別記第十三号様式)に前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十九条 知事は、前条第二項の規定により修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還猶予決定通知書(別記第十四号様式)又は修学資金返還猶予不承認決定通知書(別記第十五号様式)によるものとする。

(延滞利息)

第二十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成二十年四月一日岐阜県規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月九日岐阜県規則第八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則第十三条第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十月二十六日岐阜県規則第七十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行期日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則（以下「改正規則」という。）の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者（以下「既借受人」という。）及び施行期日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、既借受人に係る改正規則第十三条第一項、第十四条第五項、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者について既借受人が知事が別に定めるところにより書面による意思表示をした場合に限り、適用する。
- 4 前項の規定の適用を受ける者に係る改正規則第十三条第一項の利息の計算については、前項の意思表示を行った日において貸付けを受けている修学資金及びその日以後に貸付けを受ける修学資金について、交付を受けたそれぞれの日の翌日を起算日とするものとする。

附 則（平成二十五年十二月三日岐阜県規則第一百号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十九年五月二十三日岐阜県規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十四条第二項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月六日岐阜県規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

附 則（平成三十一年四月一日岐阜県規則第五十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。この場合において、第一種修学資金の借受人であって、改正前の第十四条第一項の表第一種修学資金の項（以下「第一種修学資金の項」という。）に規定する知事が指定する医療機関等において勤務する期間のうち二年以上の期間知事が特に指定する医療機関において勤務したものに係る改正前の第十四条第一項の規定の適用については、第一種修学資金

の項中「三分の二」とあるのは、「九分の五」とする。

附 則（令和元年十二月六日岐阜県規則第六十二号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

附 則（令和三年三月三十日岐阜県規則第百九十号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

附 則（令和三年十二月十四日岐阜県規則第二百五十九号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

附 則（令和八年四月一日岐阜県規則第六十六号）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申請書

		新規・継続の別	新・継	
貸付申請額等	第1種修学資金 () コース 推薦を受けた市町村名 ()		第2種修学資金	
	月額	円	月額 円	
	入学金相当額	円		
	授業料相当額	円		
	大学卒業までの貸付期間	年 月から 年 月まで		
	今回申請期間及び申請額	年 月から 年 月まで	円	
本人	ふりがな		大学名等 所属する学年 大学 学科 年	
	氏名			
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)		
	大学入学年月	年 月	卒業予定 年 月	年 月
	現住所及び電話番号	〒 () - 携帯電話 - -		
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -		
	高校在学時の居住市町村名			
	メールアドレス	携帯メール： PCメール：		
添付書類	1 履歴書* 2 大学の在学証明書 3 戸籍抄本* 4 在学する大学の長又は学部長の推薦調書* 5 大学成績証明書（大学の1年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書） 6 その他知事が必要と認めるもの *は継続貸付申請時には添付不要			
上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">申請者氏名</div> 岐阜県知事 様				

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。
なお、破産宣告は受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

第2号様式（第6条関係）

修学資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けすることに決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。なお、この通知書受領日から20日以内に誓約書（岐阜大学医学部医学科の地域枠推薦入試（地域医療コース）を受けて入学した者にあつては、誓約書及び地域医療コースに係る誓約書）を提出してください。

記

貸付決定番号	第 号	
貸付金額	円	
貸付期間	貸付金額	貸付金の交付時期
年 月～ 年 月	円	年 月
年 月～ 年 月	円	年 月
年 月～ 年 月	円	年 月
年 月～ 年 月	円	年 月

備考 修学資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。

第3号様式（第6条関係）

修学資金貸付不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理 由

誓 約 書

わたくしは、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、修学後は、地域医療に貢献するため、県内の医療機関等に医師として従事することを誓います。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

氏 名

岐阜県知事 様

地域医療コースに係る誓約書

わたくしは、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、修学後は、貴市（町・村）の地域医療に貢献するため、貴市（町・村）の意向により、貴市（町・村）内の医療機関等に医師として従事することを誓います。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

氏 名

市（町・村）長 様

第5号様式（第9条関係）

第1種 修学資金借用証書 第2種	
借 用 金 額	円
ただし、岐阜県医学生修学資金	
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
大 学 名	
<p>上記のとおり借用しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> <p>岐阜県知事 様</p>	

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所
氏名
連絡先（電話番号）
貸付決定番号 第 号

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条 { 第1項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。
{ 第2項 }

記

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	
届 出 内 容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書面

業 務 等 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人）住所
氏名
連絡先（電話番号）
貸付決定番号 第 号

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 臨床研修に従事しています。	医療機関の 名 称	
	医療機関の 所 在 地	
2 医療機関等に勤務していま す。	医療機関等 の 名 称	
	医療機関等 の 所 在 地	
3 その他		
備 考 (1) 上記1から3までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。 (2) 現在の状況を証する書面を添付すること。 (3) 毎年4月1日現在の状況について記載すること。		

第8号様式（第13条関係）

第1種 修学資金返還明細書 第2種			
返 還 金 額	円		
返 還 方 法	1 一括払い		2 その他（年賦・半年賦）
返 還 期 間	年 月から	返 還 回 数	回
1 回 の 返 還 額	第 1 回	円	第 2 回 以 降
返 還 理 由	岐阜県医学生修学資金貸付規則第13条第1項第 号該当		
この資金を借用し 修学した期間	年 月～ 年 月（ か月）		
上記のとおり、岐阜県医学生修学資金を返還します。 年 月 日 岐阜県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 </div>			

第9号様式（第13条関係）

第1種 修学資金返還方法変更承認申請書 第2種			
返 還 金 額	円		
返 還 方 法	現在	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）
	今後	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	円	
	既 返 還 額	円	
	既 免 除 額	円	
	返還方法変更後の返還金額	円	
変更後の返還期間	年 月から	変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後1回の返還額	第1回 円	第2回以降	円
変更しようとする理由			
<p>上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p>			

第9号様式の2（第14条の2関係）

県外勤務承認申請書		年 月 日
岐阜県知事 様	貸付決定番号 第 号 住 所 氏 名	
岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第7項の規定による県外勤務をしたいので、同規則第14条の2の規定により申請します。		
県外勤務をしようとする機関の名称及び所在地並びに勤務する診療科	名 称	
	所在地	
	勤務する診療科	
県外勤務開始予定年月日	年 月 日	
県外勤務終了予定年月日	年 月 日	
県外勤務をしようとする理由		

備考 「勤務する診療科」欄は、県外勤務をしようとする機関が医療機関である場合に記載すること。

第9号様式の3（第14条の3関係）

県外勤務承認決定通知書		第 年 月 日 岐阜県知事 印
様		
年 月 日付で申請のあった県外勤務については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。		
記		
貸付決定番号	第 号	
県外勤務をしようとする機関の名称及び所在地並びに勤務する診療科	名称	
	所在地	
	勤務する診療科	
県外勤務開始予定年月日	年 月 日	
県外勤務終了予定年月日	年 月 日	
備考		

「勤務する診療科」欄は、県外勤務をしようとする機関が医療機関である場合に記載すること。

第9号様式の4（第14条の3関係）

県外勤務不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった県外勤務については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。

記

理 由

第 10 号様式 (第 16 条関係)

第 1 種 修学資金返還免除申請書 第 2 種			
免除申請金額	円		
免除申請理由	1. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第 14 条第 1 項に該当 2. 業務に起因する死亡 3. 業務に起因する心身故障 4. 岐阜県医学生修学資金貸付規則第 15 条に該当 5. その他 ()		
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還額	円
理由発生年月日	年 月 日		
免許取得年月日	年 月 日		
上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 <div style="text-align: right;"> 借受人 住所 氏名 電話番号 連帯保証人 住所 氏名 電話番号 連帯保証人 住所 氏名 電話番号 </div>			

在 職 し た 医 療 機 関 等	
在職期間	在職した医療機関等（臨床研修を含む。）
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号（ ） 所在地 —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号（ ） 所在地 —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号（ ） 所在地 —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号（ ） 所在地 —
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号（ ） 所在地 —
県内臨床研修期間 合 計	年 か月
県内業務従事期間 合 計 (臨床研修を除く。)	年 か月
	うち知事の指定する医療機関等勤務年数 年 か月
	うち特に知事の指定する医療機関等勤務年数 年 か月

備 考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。
 - ①臨床研修及び業務に従事した医療機関等の名称及び期間等を証する書面
 - ②休職及び当該期間を証する書面
 - ③死亡又は退職の理由及び当該年月日を証する書面
 - ④その他知事が必要と認める書面
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。
- 3 免許取得後在職した医療機関等を全て記入すること。
- 4 大学院在学期間がある場合は、「医療機関等名」欄に大学院の名称を記入すること。
- 5 平成30年度以前に新規に修学資金の貸付けを受けた者であって、医師不足の状況を踏まえ知事が特に指定する医療機関において勤務した期間があるものは、「うち特に知事の指定する医療機関等勤務年数」欄にその勤務期間を記入すること。

修学資金返還免除決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の返還債務については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円
備考	

第 12 号様式（第 17 条関係）

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 年 月 日

様

岐阜県知事

印

岐阜県医学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理 由

第 13 号様式 (第 18 条関係)

第 1 種 修学資金返還猶予申請書 第 2 種				
猶予申請金額	円			
猶予申請期間	年 月 日	から	年 月 日	まで
猶予申請理由	1. 在学 2. 疾病 3. 災害 4. その他 ()			
この資金を借用し修学した期間	年 月 ~ 年 月			
借受金額	円	既返還額	円	
既免除額	円	返還未済額	円	
<p>上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 借受人 住所 氏名 電話番号 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 連帯保証人 住所 氏名 電話番号 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 連帯保証人 住所 氏名 電話番号 </div>				

第 14 号様式 (第 19 条関係)

修学資金返還猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行については、下記のとおり猶予することに決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還期限	年 月 日
備考	

第 15 号様式（第 19 条関係）

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理 由